

第5章 健やかでやすらぎのあるまちづくり

5-1 保険・医療の充実

5-2 社会福祉の充実

5-3 子育て支援の充実

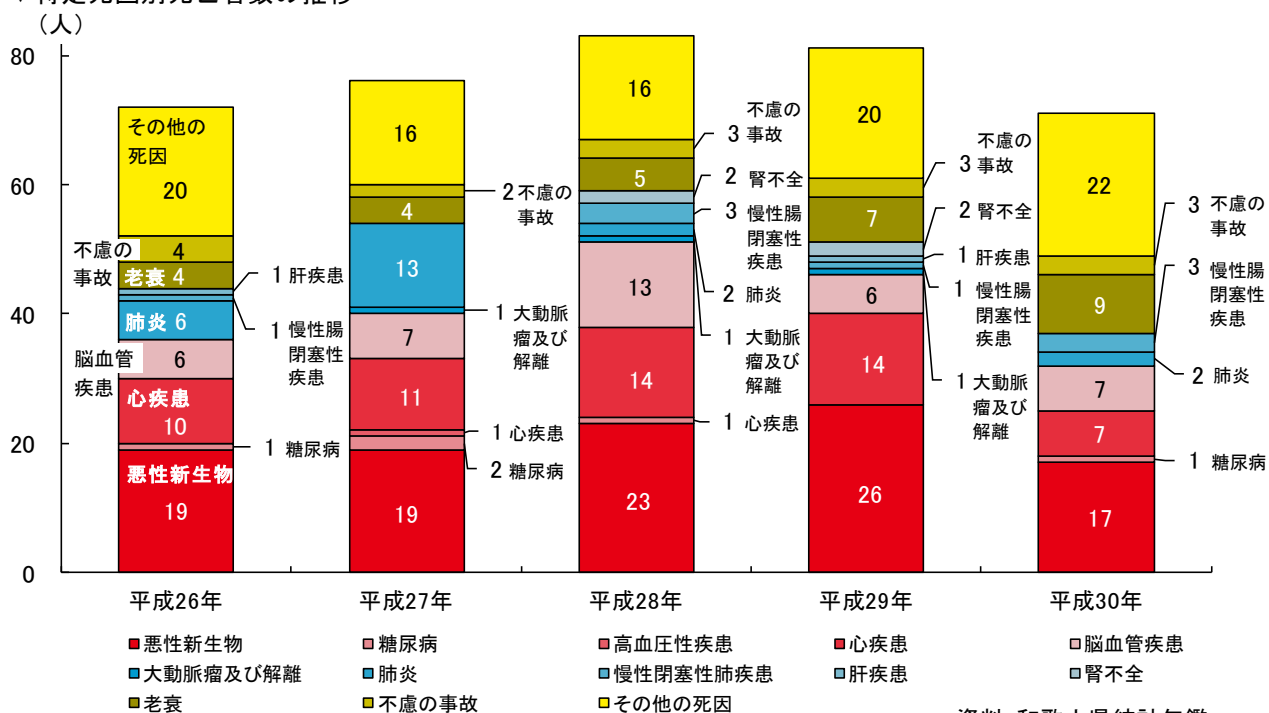
5-1 保健・医療の充実

(1) 現況と課題

町民が健やかでやすらぎのある生活をしていくためには、健康であることが重要です。近年は、医療技術の進歩とともに、生活スタイルが多様化し、健康に対する意識が高まっています。本町においても、町民の健康水準は向上していますが、特定死因別死亡者数の推移をみると、悪性新生物と心疾患が多数を占めています。食生活の欧米化や生活環境の変化によるストレスの増加など、日常生活で習慣的に行っている行動の積み重ねが大きな原因となり、生活習慣病を引き起こします。

このことから、若い頃から生活習慣を見直し、生活習慣病の予防を心がけ、高齢期においても健康に暮らしていくことが重要です。

▽特定死因別死亡者数の推移



本町は、保健・健康増進活動の充実に向け、積極的に事業を進めています。

疾病予防・健康増進・生活習慣病の予防と早期発見のため、健康相談・健康教室・健康診査・検診などを実施し、町民の健康管理と啓発等の充実に取り組んでいますが、受診率が横ばいとなっているため、より多く受診できるよう情報提供や受診しやすい工夫が必要となっています。

また、町民の健康維持を図るため、ふるさとセンターには、持久力増進や筋力増強、疲労回復などに効果がある約20種類の室内トレーニング機器があり、町民が目的や体力、体調に合わせたコースで健康づくりができるよう支援を行っています。

▽保健・健康増進活動状況

活動項目	活動内容・対象等
■ 母子保健	
○ 母子健康手帳の交付	妊婦無料健康診査受診券発行、母子健康カード作成
○ 妊産婦交流会	「妊娠中の過ごし方」「出産準備」「沐浴実習」「妊産婦交流会」等
○ 離乳食指導	4～7ヶ月児、栄養士が個別指導、乳児健診に併設
○ ひよこクラブ	1歳半～3歳児、集団指導、個別相談
○ 発達相談	発達の遅れ、育てにくさのある子、育児不安等、個別発達検査・指導

活動項目	活動内容・対象等
○ 健康学講座(ビギナー・クッキング)	10歳以上で調理経験のない人、要望により実施
○ 健康相談	乳幼児と妊産婦、身体測定・保健指導
○ 10、12ヶ月児健康相談	身体測定・保健指導、年12回実施
○ 2歳児健康相談	身体測定・保健指導、年12回実施
○ 目と耳の健康相談	3歳児健診の事前健診、個別問診
○ 乳幼児健診(乳児健診)	4・6ヶ月、身体測定・保健指導・診察、年6回実施
○ 乳幼児健診(1歳半児健診)	1歳7～8ヶ月児、身体測定等、年6回実施
○ 乳幼児健診(3歳児健診)	3歳7～8ヶ月児、身体測定等、年6回実施
○ 家庭訪問	ハイリスク妊婦、新生児全戸訪問
■ 成人保健	
○ ヘルシー大学	成人健康基礎講座、年10回開催
○ 生活習慣病予防試食コーナー	集団特定健康診査時にコーナーを設置
○ 食と健康の教室	試食・講座・血圧測定、年12回実施
○ 健康相談	血圧測定、個別保健指導等
○ 脳トレーニング教室	介護予防事業、年10回実施
○ ふれあい会	健康相談の後、健康体操等を実施
○ 家庭訪問	精神保健・身障・生活習慣病他
○ 特定健康診査・特定保健指導	40～74歳の国保被保険者
○ 胃がん・肺がん・大腸がん検診	40歳以上、集団検診又は個別施設検診で自己負担なし
○ 乳がん検診	40歳以上の女性、集団検診又は個別施設検診で自己負担なし
○ 子宮頸がん検診	20歳以上の女性、個別施設検診で自己負担なし
■ 予防接種など	
○ 四種混合・二種混合・ポリオ	
○ 風しん・麻しん	
○ 日本脳炎	
○ BCG	
○ インフルエンザ	
○ 水痘	
○ Hib	
○ B型肝炎	
○ ヒトパピローマ	
○ ロタウイルス	
○ 肺炎球菌	
○ 高齢者インフルエンザ	
○ 高齢者肺炎球菌	
○ 風しん予防接種費用助成	妊娠を希望する女性や妊婦の夫を対象に接種費用を助成

資料：住民課

意識調査の各施策の重要度の回答では、「休日や夜間等の救急医療」(57.3%(前回76.0%))が最も高く、次いで「病院・医療施設の充実」(55.1%(前回73.2%))となっています。このことから、町民のニーズに対応した医療の充実が求められています。

救急医療については、橋本周辺広域市町村圏組合(橋本市、かつらぎ町、高野町、九度山町)が、休日における救急及び急病人の診療を行う診療所、病院群輪番制の運営を行っていますが、特に、24時間安心して医療サービスが受けられる体制づくりが必要となっています。

また、病院・医療施設の充実については、本町周辺の橋本市(橋本市民病院)とかつらぎ町(和歌山県立医科大学付属病院紀北分院)にあり、町内には1病院3診療所があります。山間地域は高齢者世帯が大半を占め、医療施設への交通手段が主にタクシーとなるため、交通費の負担軽減を図るとともに、通院のためのネットワークづくりを進める必要があります。

本町においては、少子高齢化が進む中、行政と医療・保健機関との連携を図り、町民が健康第一で安心して暮らしていけるよう、より一層の体制の充実を推進していきます。

(2) 基本方針

町民が自発的に健康づくりに取り組み、健康な生活が送れるような意識啓発を行うとともに、各種検診の受診率の向上を促し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療が行われるように取組を推進します。

また、母子保健の充実を図り、若い世代が安心して、子どもを生み、子育てできる環境づくりを推進します。

さらに、町民の悩みや不安の改善・解消や、精神障がい者の社会参加の拡大を図るため、各種メンタルヘルス対策を進めます。

地域医療・広域治療体制については、町民が安心して適切な医療が受けられるよう、近隣市町と連携を図り、医療体制のシステムづくりや体制づくりを推進します。

(3) 主要施策

① 保健・衛生体制の充実

ア 生活習慣病対策の充実

- 特定健康診査・特定保健指導及び各種がん検診の受診率を向上させるための周知に努め、生活習慣病の予防の充実を図ります。
- 健康に関する講演会や相談窓口の充実など、町民の健康に対する意識啓発・意識向上に努め、疾病の早期発見・早期治療を促進します。

イ 母子保健の充実

- 母子ともに安心して暮らせるよう、各種健診・予防接種や相談事業の充実を図るとともに、感染症予防のため、予防接種率の向上に努めます。
- 母子の健康づくりについては、育児に関する不安が解消されるよう相談窓口を充実し、安心して育児ができるよう、一人ひとりに対応した体制を整備します。また、疾病予防など健康面でも安心して対応できるように支援を充実します。

ウ 高齢者等への健康づくり支援

- 疾病や加齢により心身の機能が低下してきた人を対象に、介護予防の視点から機能訓練などを実施し、日常生活の自立と生活の向上が図れるよう支援します。
- 保健サービスと医療・福祉など、他の予防事業と相互調整し、訪問指導事業の充実を図ります。

② 健康づくり活動の推進

ア 健康増進活動の推進

- 町民の総合的な健康保持増進を図るため、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上に努め、メタボリックシンドローム等の予防に向けた取組を推進します。
- 各種がん検診の受診率向上のため、あらゆる機会を活用してPRを推進します。
- 窓口の対応や電話、家庭訪問等で丁寧に相談を受け必要な制度に繋ぎ、心身共に住民の健康長寿を目指します。

イ 健康管理・増進施設の活用強化

- 健康づくりの意識啓発のため、各種イベントでのPRやセミナーを開催し、健康づくりのきっかけづくりに努めます。
- 本町の健康づくりの拠点としてふるさとセンターの活用を町民に情報提供するとともに

に、各地域では既存施設を有効活用した健康づくりの拠点を整備します。

- 一人ひとりの年齢や体力に合わせた、無理なく楽しくできる健康づくり事業を実施し、町民の健康維持、向上を促します。

ウ 健康管理・健康相談の充実

- 健康に関する相談・指導、健康教室等を充実させ、生活習慣やライフスタイルの見直しができる機会を提供します。
- 子どもの健康管理に男女ともに積極的に関わり、家族的責任が果たせるように誰もが子どもの健康相談をしやすい体制の充実を図り、子どもの健康関連情報の提供を充実させます。

エ 心の健康づくり

- うつ病やひきこもりなどの心の病への対策のため、相談体制の充実など、心の健康づくりを推進します。

③ 救急医療体制の充実

ア 救急医療体制の強化

- 伊都消防組合及び地元医師会など医療機関との連携を強化し、救急医療体制の充実を図ります。

イ 通院ネットワークづくりの推進

- 高齢者世帯などの交通弱者の医療施設等への交通費負担の軽減及び交通手段の確保のため、シルバータクシー助成事業などの支援を充実します。また、各医療機関については、通院の送迎バスの整備などについて、通院のネットワークづくりができるように検討を進めます。
- 認知症初期集中支援チームの活動により、医療につながっていない認知症への早期対応を図ります。



介護予防教室(サロン)



救急救命講習会

5-2 社会福祉の充実

(1) 現況と課題

わが国においては、少子高齢化の進展に伴う総人口の減少、社会経済の低迷、東京一極集中による地方の弱体化などの影響で、福祉の充実を図ることが最も重要視されています。

▽福祉施策項目一覧

医療費扶助項目	その他の扶助等項目
①老人医療費扶助	①介護扶助
②乳幼児医療費扶助	②重症心身障害児(者)福祉手当
③就学児医療費扶助	③心身障害児(者)扶養共済保険加入扶助
④ひとり親家庭医療費扶助	④重度心身障害児扶助
⑤重度心身障害児(者)医療費扶助	⑤聴覚障害児扶助
⑥更生医療費扶助	⑥ひとり親家庭扶助
⑦特別医療費補助	⑦生活保護者等扶助
⑧育成医療費扶助	⑧原爆被爆者扶助
⑨療育介護医療費扶助	⑨クローバー給付金
	⑩死亡弔慰金
	⑪高齢者住宅改修事業扶助
	⑫介護保険利用者負担額減額扶助
	⑬障害児通所支援事業所等利用者給食費助成扶助費
	⑭在宅育児支援事業給付金

資料:福祉課

① 高齢者福祉

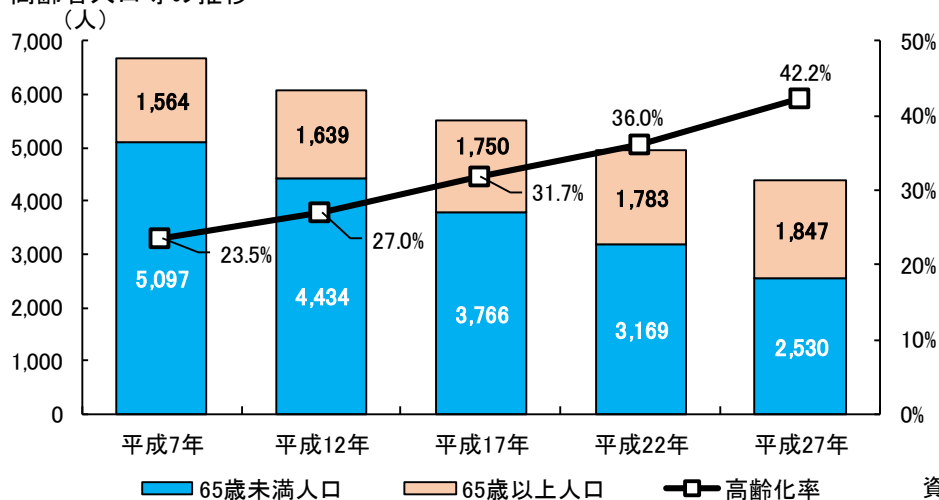
本町の65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、平成7年(1995年)には23.5%(1,564人)であったものが、平成27年(2015年)には総人口の減少も伴い42.2%(1,847人)と4割を上回り、超高齢社会が更に進行しています。

高齢者の単身世帯状況をみると、平成17年(2005年)は全世帯に占める65歳以上の単身世帯の割合が12.6%(229戸)であったものが、平成27年(2015年)には、19.5%(321戸)となっています。

また、高齢者の就業人口をみると、65歳以上人口に占める就業者の割合は、平成17年(2005年)の男性44.1%、女性21.6%から、平成27年(2015年)の男性33.8%、女性11.2%へと減少しています。

なお、同じ期間の全就業者に占める65歳以上の就業者の割合は、男性は20.5%から24.7%へと増加しており、女性は18.4%から19.0%へと微増しています。

▽高齢者人口等の推移



資料:国勢調査

▽高齢者の単身世帯状況

	性別	65歳以上人口	65歳以上単身世帯数	65歳以上単身世帯割合
平成17年	男	730人	59戸	12.6%
	女	1,020人	170戸	
平成22年	男	743人	281戸	16.2%
	女	1,040人		
平成27年	男	775人	321戸	19.5%
	女	1,072人		

資料：国勢調査

▽高齢者の就業人口

	性別	全就業者数	65歳以上就業者数	全就業者に占める高齢就業者の割合	65歳以上人口に占める就業者割合
平成17年	男	1,571人	322人	20.5%	44.1%
	女	1,194人	220人	18.4%	21.6%
平成22年	男	1,289人	290人	22.5%	39.0%
	女	1,037人	218人	21.0%	21.0%
平成27年	男	1,060人	262人	24.7%	33.8%
	女	632人	120人	19.0%	11.2%

資料：国勢調査

平成12年（2000年）の介護保険制度開始から21年が経過し、介護保険料の高騰、介護従事者の不足など、超高齢社会における課題がみられます。

本町においても、平成5年度（1993年度）に「九度山町老人福祉計画」を作成し、高齢者施策を推進しています。平成29年度（2017年度）には「九度山町第7期高齢者福祉・介護保険事業計画」を作成し、団塊の世代が75歳以上になる令和7年（2025年）を見据えた計画としています。

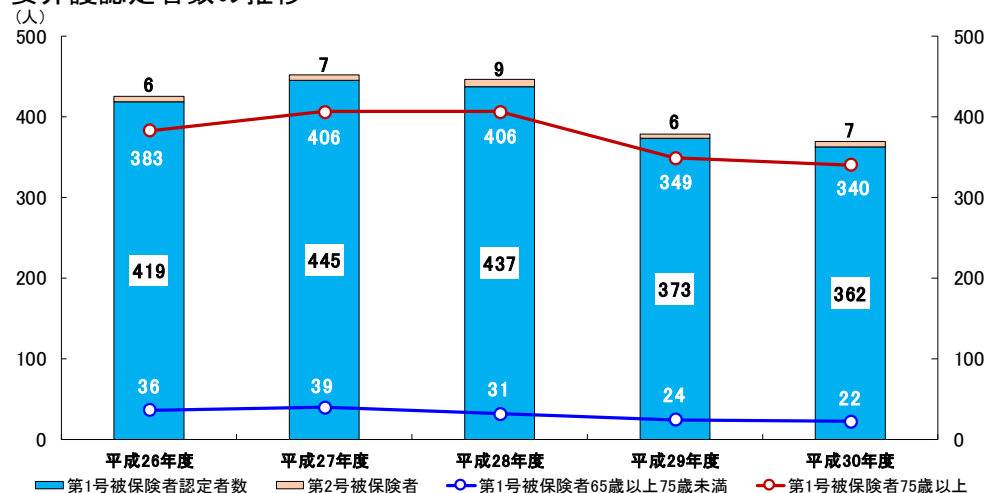
本町の要介護認定者数は、やや減少傾向となっています。また、要介護度別認定者数の内訳をみると、要介護認定者数はほぼ一定していますが、要支援認定者数は5年間で4割減少しています。

本町の高齢者施策の基本理念は「住みなれた地域で健やかでやすらぎのある暮らしができる支えあいのまちづくり」としています。高齢者が地域で孤立することなく、積極的に社会活動に参加できるような環境づくりや、行政とともに、地域住民、関係機関・団体、事業者が協働して支援していくことが必要です。

また、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、医療、介護、生活支援・介護予防の各分野におけるサービスを充実させるとともに、各事業所や多様な主体が連携してサービスを提供できる地域包括ケアシステムの構築が求められています。

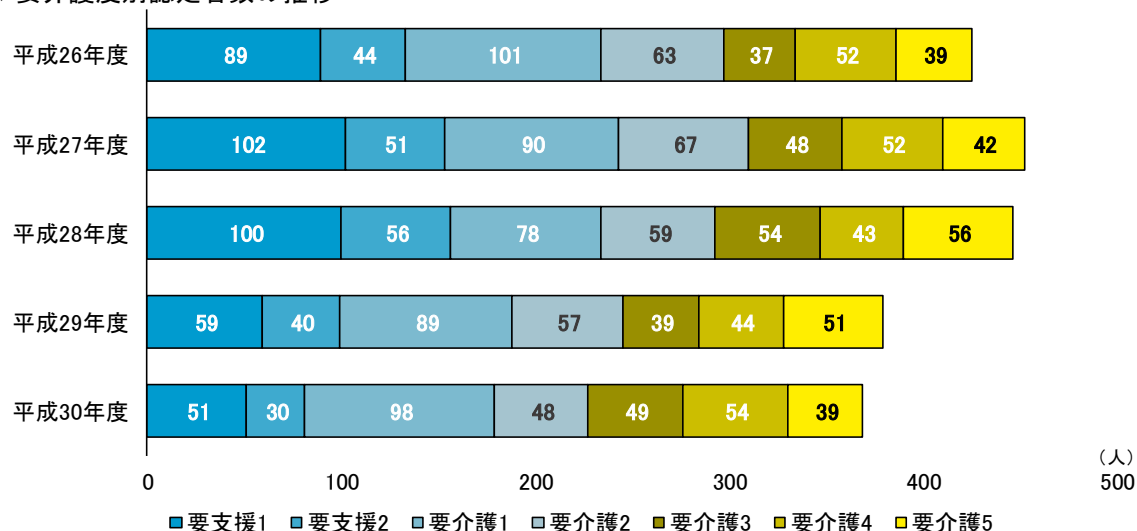
本町においても、地域包括支援センターを中心とした取組が重要となっています。

▽要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告

▽要介護度別認定者数の推移



資料:介護保険事業状況報告

② 障がい者福祉

障がいのある人もない人も、ともに地域で暮らし、ともに活動できることが本来の姿であるという「ノーマライゼーション」の考えのもと、生きがいを持ち、気持ちよく、安心して自立した生活を送ることができる社会の構築が求められています。

本町の身体障がい者（児）の状況は、令和2年（2020年）4月1日現在、身体障害者手帳所持者が232人で、その内訳は、4級が60人で最も多く、次いで1級が59人となっています。障がいの内訳別では「肢体不自由」が57.8%（134人）と、全体の6割近くを占め、次いで「内部障がい」が28.4%（66人）となっています。

また、知的障がい者（児）の状況は、令和2年（2020年）4月1日現在で、療育手帳所持者が41人です。内訳は、知的障がい児が10人、知的障がい者が31人となっています。精神障がい者の状況は、令和2年（2020年）4月1日現在で、精神障害者保健福祉手帳所持者は22人であり、その内訳は、「1級」が2人、「2級」が15人、「3級」が5人となっています。

障がい者を取り巻く環境は法制度の変革により、措置制度から支援費制度、そして自立を総合的に支援する方向へと進んでいます。「障害者自立支援法」から、より自立に向けた「障害者総合支援法」に改正され、また、平成28年（2016年）には「障害者差別解消法」が施行されたことで、国や自治体などの公的機関には、障がいのある人に必要な配慮を行うことが法的に義務付けられました。

本町においても、平成30年度（2018年度）に障がい者基本計画を見直し、基本理念を「健やかでやすらぎのあるまちづくり」とし、ノーマライゼーションのもと、障がい者施策を推進しています。

今後も、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者の自立に向けた支援を町民、行政、事業者が協働して推進していく必要があります。

▽身体障害者手帳所持者の障がい内容・要求別の状況(令和2年4月1日現在)

	重度		中度		軽度		合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視 覚 障 が い	3 人	3 人	1 人	1 人			8 人
聴 覚 障 が い	1 人	4 人	3 人	1 人	1 人	10 人	20 人
言語機能障がい			2 人	2 人			4 人
肢 体 不 自 由	17 人	24 人	28 人	44 人	12 人	9 人	134 人
内 部 障 が い	38 人		16 人	12 人			66 人
合 計	59 人	31 人	50 人	60 人	13 人	19 人	232 人

資料:福祉課

▽療育手帳所持者数の内訳(令和2年4月1日現在)

	最重度	重度	中度	軽度	合計
	A1	A2	B1	B2	
18歳未満		3人		7人	10人
18歳以上	3人	6人	13人	9人	31人
合計	3人	9人	13人	16人	41人

資料:福祉課

▽精神障害者保健福祉手帳所持者(令和2年4月1日現在)

1級	2級	3級	合計
2人	15人	5人	22人

資料:住民課

③ ひとり親家庭の支援

少子高齢化による核家族化、一人暮らし高齢者世帯やひとり親世帯の増加など、複雑多様化する社会の中、福祉ニーズにすべて対応することは、既存の公的制度では困難な状況となっています。その中で、平成14年（2002年）から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、平成26年（2014年）の法改正により、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援をより強化し、自立に向け促進しています。

本町のひとり親家庭については、令和元年度（2019年度）で、母子家庭45世帯、父子家庭4世帯の49世帯となっています。

本町のひとり親家庭についても、自立を図っていくため、経済的・精神的な不安や負担を解消できるよう、就業支援や相談窓口の充実が必要となっています。

▽ひとり親家庭の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
母子家庭	42世帯	40世帯	40世帯	37世帯	45世帯
父子家庭	6世帯	4世帯	4世帯	4世帯	4世帯
合計	48世帯	44世帯	44世帯	41世帯	49世帯

資料:福祉課

④ 生活困窮者の支援

社会経済の不安定な状況が雇用の格差をうみ、働きたくても働けない、住むところがないなど、生活に困窮している人が増加傾向にあります。生活困窮者の自立を支援するため、平成27年（2015年）に生活困窮者自立支援法が施行され、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が設置され、自立に向けた支援を行っています。

本町の生活保護の状況をみると、過去4年間は、各年15世帯程度となっています。

生活保護受給世帯については、今後の自立に向け、和歌山県と連携し、相談体制の充実が重要です。

▽生活保護の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被保護世帯	11世帯	16世帯	14世帯	14世帯
被保護人員数	17人	21人	17人	16人

資料:福祉課

(2) 基本方針

多様化する福祉課題に対応し、安心して生活が送れるように、地域での支えあいや助けあいが重要となっています。その中で、各福祉分野でのサービスの充実が求められています。

高齢者が住みなれた地域で、健やかでやすらぎのある暮らしができる支えあいのまちづくりを目指し、総合的な保健医療・福祉・介護サービスの充実を図り、地域包括ケアシステムの実施に向け、高齢者施策を推進します。

障がい者が住みなれた地域で、安心して自立した生活を過ごすことができるよう、在宅・施設サービス、保健医療体制等の充実を図るとともに、障がいのある人もない人も互いに理解し、支えあうことができるような福祉教育の推進や啓発・交流活動などの促進、及び相談支援体制の充実を図ります。

ひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう、また、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、相談窓口を充実し、自立に向けた支援を行います。

生活に困窮している人が自立した生活ができるよう、和歌山県と連携し、生活困窮者自立支援制度の普及を促すために相談窓口の充実を図ります。

(3) 主要施策

① 高齢者福祉の充実

ア 高齢者の生活支援の充実

- 住みなれた地域で元気に暮らせるよう、地域包括ケアシステムの中心としての地域包括支援センターの機能を強化し、高齢化への対応を今後も継続します。
- 介護予防・生活支援サービス事業の実施に向け、先進事例の研究、研修への参加、地域における担い手の把握など、関係者で検討を行い、導入を促進します。
- 地域全体で認知症の人の生活を支えることができるように認知症の正しい理解の普及を図るとともに、認知症の見守りや早期発見・早期対応ができるよう、また、認知症になっても住みなれた地域で生活を送ることができるよう取組を進めます。
- 高齢者が安全で安心して自立した生活ができるよう、シルバータクシー助成事業の拡大や福祉有償運送事業等の充実を図ります。

▽シルバータクシー助成事業実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録世帯	296世帯	292世帯	297世帯	489世帯	532世帯
件数	4,109件	4,036件	3,741件	4,803件	5,173件
決算額	4,636,900円	4,383,330円	4,122,060円	4,953,490円	5,036,270円

※平成30年度からは月3枚(年間36枚)交付に加え、月1枚(年間12枚)交付の対象者を広げた。

資料:福祉課

イ 高齢者保健サービスの充実

- 総合相談の様々な相談から、予防対象者を基本チェックで把握し、通所や訪問の事業により支援します。

ウ 高齢者の健康づくりの充実

- 介護予防を目的とした健康相談、介護予防教室、訪問指導を積極的に実施し、一般高齢者の健康づくりに関する多様なニーズに対応できるよう取り組みます。
- 介護予防教室等で、対象者に応じたフレイル(虚弱)対策を行います。
- 高齢者が身近な場所で気軽に集まり、交流できるサロン事業の充実を支援します。

- 高齢者と関係機関、地域団体と連携し、交流できる機会の充実を図るとともに、保育園児や幼稚園児などとの世代間交流を推進します。

エ 介護保険制度の充実

- 利用者や事業者、行政と一体となり、サービスの質の向上を積極的に支援し、介護保険サービスの適正な利用を促進します。また、住民の互助を支援する生活支援体制整備事業を推進します。

オ 高齢者を支える地域ケア体制の充実

- 高齢者一人ひとりに合わせたサービスを提供するために、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスなどを一体的に提供できる橋本・伊都在宅医療・介護連携支援センター業務の充実を推進します。
- 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域での見守り体制の整備を引き続き推進します。
- 災害時要援護者の台帳整備の充実を図るとともに、地域住民や消防団等との連携により、災害発生時に、迅速に避難・救助活動、安全確認ができるよう体制づくりを推進します。

カ 高齢者にやさしい施設整備

- 住みなれた自宅で安心して自立した生活を送ることができるように、介護保険制度の住宅改修について、町民に周知し、住宅のバリアフリー化に取り組みます。
- 公共施設のバリアフリー化を引き続き推進します。

② 障がい者福祉の充実

ア 教育・啓発活動等の推進

- 障がいのある人が誤解や偏見、社会的な不利益を受けることがないように、社会教育活動等を通じて、差別や偏見に対する啓発活動を推進します。また、発達障がいや難病等への理解の促進に努めます。
- 広報活動の充実を図るため「広報くどやま」へ定期的に障がい者福祉に関する情報を掲載し、広く正確な情報の普及に努めます。
- 小・中学生が障がいのある人に対して理解を深めることができるよう、学校教育において、福祉教育の充実を図ります。

イ ネットワーク化によるサービスの充実

- 橋本・伊都地域自立支援協議会を中心として、個別困難事例等のケース会議を通し、伊都・橋本地域での問題点を解消するため、関係機関との連携を強化します。
- 橋本・伊都障がい者相談支援センターの上部組織である橋本・伊都地域基幹相談支援センターにおいて、相談支援の一層の充実を図ります。
- 橋本・伊都障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業に向けた相談、職場実習や職業準備訓練等の斡旋、就職活動の支援を促進します。

ウ まちのユニバーサルデザイン化の推進

- 私鉄駅や道の駅におけるバリアフリー化を促進し、町内の歩道の整備、道路障害物の排除等、交通のバリアフリー化を推進します。
- 公共建築物等におけるユニバーサルデザイン化を推進します。

- 身体に障がいのある人が在宅で自立した生活を送るため、住宅改善に関する相談とともに、住宅改造助成制度の活用による住宅の改善、ユニバーサルデザイン化を促進します。

エ 安全・安心な暮らしの推進

- 災害時における支援体制を整備するため、地域において自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等が連携して、災害時要配慮者情報を共有するとともに、避難誘導マニュアルを整備し、災害や緊急時における安全を確保します。
- 情報通信技術を活用し、障がい者の持てる能力を活かして、自立と社会参加が実現できるよう支援します。

オ 社会参加のための支援の充実

- 障がい者の雇用促進のための啓発を推進します。
- 福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行を促進します。
- 各種団体と連携し、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。
- 本人・家族が相談できるよう、障がい者相談支援員に結び付くようにし、社会参加の糸口を作ります。
- 福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行を促進します。引き続き九度山町身体障害者会への補助を行い、会員募集の案内をします。

カ 障害者総合支援法に基づく取組の推進

- 家族との同居やひとり暮らしが困難な要援護者が、可能な限り自立して地域で暮らせるように、グループホームの確保に努めます。

③ ひとり親家庭の支援

ア 経済的自立の支援

- 児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金などの経済的支援とともに、母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業の相談などの就業支援を行い、自立を促します。

イ 子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援やひとり親家庭が抱える問題の各種相談の充実に努めます。

④ 生活困窮者の支援

ア 生活困窮者自立支援制度の推進

- 生活に困窮している人が自立した生活ができるよう、生活困窮者自立支援制度に基づき、和歌山県と連携した相談窓口の充実を図り、就業支援や生活困窮世帯の子どもの学習支援を促進します。
- 国・県・市の老朽化に対応し、生活困窮者が在宅生活の維持が困難になっても圏域で安心して生活ができるよう支援します。

5-3 子育て支援の充実

(1) 現況と課題

国の少子化は急速に進行しています。出生率の低下や核家族化、女性の社会進出による仕事と子育ての両立に対する負担感などの影響から、子どもの数は減少傾向となり、その中で少子化対策として平成15年（2003年）に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的に取組を進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く環境の変化により、平成27年（2015年）4月から「子ども・子育て支援法」が施行されました。

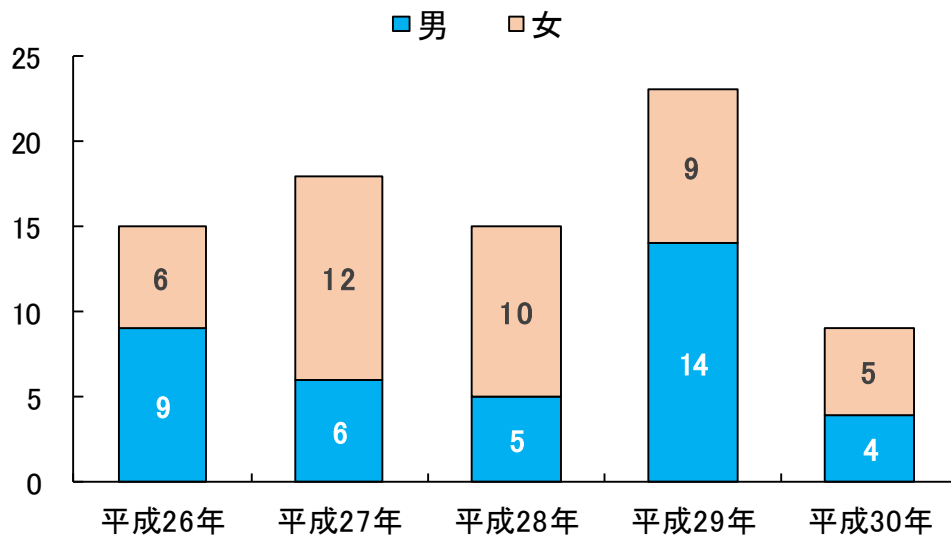
本町においても、平成27年（2015年）4月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援のソフト事業とハード事業の両面での施策を推進しています。

本町の出生数は全体的にやや減少傾向であり、直近5年間を見ると、平成26年（2014年）から3年間は15人前後で、平成29年（2017年）は20人を上回りましたが、平成30年（2018年）には10人を下回りました。

現在、町内の保育所は、九度山保育所のみとなっていますが、年度当初の待機児童はいない状況です。また、15歳以下の町民を対象として就学児医療費の軽減を実施しており、今後も維持していくとともに、高校生までを対象とできるよう検討し、特徴のある子育て支援に努めます。

今後は、少子高齢化・核家族化が進む中、きめ細かい子育ての施策を充実し、子どもを生み、育てる環境づくりの充実に努めます。

▽出生数の推移



資料：和歌山県人口動態統計

▽九度山保育所入所者数と充足率の推移(各年度4月1日時点)

	乳児	1～2歳児	3歳児	4歳児以上	計	定員	充足率
平成28年度	1人	18人	13人	29人	61人	60人	102%
平成29年度	1人	20人	15人	25人	61人	60人	102%
平成30年度	4人	16人	13人	30人	63人	60人	105%
平成31年度	0人	27人	14人	28人	69人	60人	115%

資料：福祉課

(2) 基本方針

本町の出生数は年間10～20人と減少傾向となっていることから、行政と地域が一体となって一人ひとりの子どもが健やかに育つことができるよう、きめ細かな支援を行うことを基本とします。

本町の子育てに関する基本方針は、「①子どもが安心して過ごせる環境づくり、②子育てに喜びをもてる環境づくり、③働きながら子育てができる環境づくり、④子育てに理解と協力がある環境づくり」の4点を目指し、各事業を推進します。

子育て支援サービス事業とともに、定住促進のための取組が重要となっています。本町の子育てのニーズを的確に把握し、地域や家庭と連携し、子育て世代が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指していきます。

(3) 主要施策

① 子育て支援環境の整備

ア 保育所運営の支援と充実

- 幼稚園や広域保育所等と連携を強化し、待機児童を出さないような体制整備を推進します。

イ 地域に開かれた保育所・幼稚園づくり

- 保育所を利用していない親子が安心して子育てできるよう、開放保育や子育て相談を充実し、入園前のお子さんと保護者との交流を図ります。
- 保育所・幼稚園の行事に地域住民の参加を呼びかけるなど、地域との交流活動を行います。

ウ 児童の遊び場の確保

- 児童館等については、耐震化への改修が必要であるため、他の施設との役割分担を考慮しながら建替えも含め整備を検討します。
- 子どもたちが安心して遊ぶことができるよう、児童公園・児童遊園の整備・充実を図ります。また、子どもがいない地区の児童公園・児童遊園の遊具は、老朽化等により安全性に問題があるため、撤去を進めます。

② 地域・家庭における子育て支援の充実

ア 家庭における子育て支援の充実

- 家庭の教育力の向上を図るため、保護者同士の交流、学習情報の提供や共有、子育てに関する相談・助言などの子育て支援を図るとともに、家庭教育の担い手である保護者が親として成長するために、保護者学級での研修の充実を図ります。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、生活支援や医療費助成等、国や和歌山県の制度に基づく事業及び町独自の事業等の実施とこれらの事業等の周知に努めます。
- 「子育て世代包括支援センター」を基盤として地域における子育て支援の充実を図っていきます。

イ 子育て支援団体の育成

- 地域で活動している子育て支援団体やネットワークについての情報提供を推進します。
- 子育てサークル活動への参加の促進と各サークルが自立した活動ができるよう、各種団体の情報共有や連携・交流ができる場を設けるなど、子育て支援のネットワークづくりに努めます。

ウ 地域で取り組む子育て支援の促進

- 地域における子育て支援の基盤として「子育て支援センター」の機能の充実を図っていきます。また、地方創生事業の一環として整備を行った「子育て世代包括支援センター」について、本町においても今後も機能の充実を図っていきます。
- 地域で活動する主任児童委員、民生委員・児童委員、母子保健推進員の連携を密にし、広報や各種研修会への参加の促進により、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会は、町内の子どもや妊婦への虐待の発生予防・早期発見・早期対応するため支援体制を充実し、家庭教育サポートチームとも連携していきます。



子ども英語教室



妊産婦交流会

